

山陽小野田市農業委員会

第20回

総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日午後1時30分から午後3時05分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第81号 農地法第3条 権利の移動

議案第82号 農地法第4条 転用

議案第83号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第84号 現況証明願

報告第41号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第85号 農用地利用集積計画について

議案第86号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第20回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日の議事録署名は14番松村委員と1番齊藤委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第81号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第3条の許可申請は3件です。</p> <p>議案第81号番号30について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は畑、面積は1,126㎡です。位置図は2ページ、公図は3ページをご覧ください。申請地は、○○○から○へ約○kmに位置する農用地外の農地です。譲受人の耕作面積は2,037㎡で、自作です。権利設定等の事由は、高齢により耕作が困難となり農業経営規模を縮小したい譲渡人の要望に、農業経営規模を拡大したい譲受人が応じたものです。譲受後は野菜を栽培する予定です。</p> <p>贈与による所有権の移転となっております。本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>次に現地調査報告をお願いします。なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。</p>
2番	<p>現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>2月5日に事務局2名と田中委員、私の4名で現地調査を行いました。現地の位置につきましては事務局からの説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は西側が自宅でそれ以外は畑地となっています。申請地の状況は申請者が大豆を耕作中でした。譲渡人は高齢で耕作が困難なことから譲渡するようです。譲受人は既に2反ほど耕作しており農業機械も揃っていることから耕作が可能だと思います。以上で現地調査報告を終わります。</p>

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

8 番 2反耕作中とのことですが、3反要件を満たしていないのではありま
せんか。

1 1 番 取得要件は今回取得する土地も含めて3反以上あれば問題なく、今回
1反以上を取得するというので3反を超えるので問題ないと思いま
す。

8 番 わかりました。
議長 他にありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第81号番号30に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により承認といたします。
次に番号31について事務局の説明を求めます。

局長 議案第81号番号31について議案書をもとに説明いたします。
議案書1ページをご覧ください。
譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
地目は田、面積は875㎡です。位置図は4ページ、公図は5ページを
ご覧ください。申請地は、〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する農
用地外の農地です。1ページをご覧ください。
譲受人の耕作面積は2,387㎡で、自作です。権利設定等の事由は、高
齢により耕作が困難となり農業経営規模を縮小したい譲渡人の要望に、
自宅に隣接する農地を取得し、農業経営規模を拡大したい譲受人が応じ
たものです。譲受後は野菜を栽培する予定です。
売買による所有権の移転となっております。本件は農地法第3条第2
項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
9 番 現地調査報告をさせていただきます。
2月5日に事務局2名と梶田委員、私の4名で現地調査を行いました。
現地の位置につきましては事務局からの説明がありましたので省略
させていただきます。現地は10年以上耕作されていなかったよう
ですがきれいに管理してありました。以上のことから特に問題はないと思
います。現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第81号番号31に
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

全員賛成により承認といたします。
次に番号32について事務局の説明を求めます。

局長 議案第81号番号32について議案書をもとに説明いたします。
議案書1ページをご覧ください。
譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は343㎡です。位置図は6ページ、公図は7ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から〇へ約〇kmに位置する農用地内の農地です。譲受人の耕作面積は11,002㎡で、自作です。権利設定等の事由は、高齢のため農業経営規模を縮小したい譲渡人の要望に、自宅に隣接する農地を取得し、農業経営規模を拡大したい譲受人が応じたものです。譲受後は果樹を栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
9番 現地調査報告をさせていただきます。
申請地は譲受人の所有地の隣地で、畑作を行うのに都合のいい土地でした。現状はきれいに管理されていました。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第81号番号32に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により承認といたします。

次に議案第82号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程しますが、議案第84号「現況証明願い」については、議案第82号に関連しますので、併せて上程します。事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第4条の許可申請は1件で、関連する現況証明願いも1件です。
最初に議案第82号番号15について議案書をもとに説明いたします。議案書8ページをご覧ください。
申請人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
地目は畑、面積は139㎡です。位置図は9ページ、公図は10ページ、土地利用図は11ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇へ約〇〇kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。転用目的は、駐車場の設置です。申請の理由は、現在5人家族で3台の自家用車を所有しているが、2台分の車庫しか設置していないため、1台分の駐車スペースが必要であること、また、高齢の母のため福祉車両用の駐車スペースの確保が必要なことなどから、自宅に隣接する農地を転用するものです。本件は、「第3種農地」であるため、許可条

件を満たしていると考えられます。なお、本件は、平成12年ごろに農地法の許可を得ないで無断で農地を転用し、駐車場を設置したもので、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

次に関連する議案第84号番号21について議案書をもとに説明いたします。

議案書48ページをご覧ください。

申請者、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は畑、面積は12㎡です。位置図は49ページ、公図は50ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇へ約〇km、農用地外にあります。本件は、議案第82号番号15の申請地の南側に隣接する農地で、平成9年頃に申請地西側の他人の住居に進入するため道路が設置され、現在に至っております。すでに20年以上が経過しており、今後も農地としての利用が不可能なため、北側の農地転用に合わせ、この度、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9番 現地調査報告をさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたように既に駐車場用地として利用されておりました。もう一筆も宅地への進入路として利用されており、始末書も出ているとのこと。周辺農地への影響等はありません。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第82号番号15及び議案第84号番号21に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認といたします。

次に議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第5条の許可申請は9件です。

議案第83号番号75について議案書をもとに説明いたします。議案書12ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は953㎡です。位置図は14ページ、公図は15ページ、土地利用図等は16ページ及び17ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。12ページをご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設の建設です。申請の理由は、申請地に太陽光発電施設を設置して

再生エネルギーの確保を図りたい譲受人の要望に、譲渡人の一人は高齢で後継者がなく耕作が困難なこと、また、もう一人は相続で農地を取得したが、会社員のため耕作ができないことなどから、譲受人の要望に応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 現地調査報告をさせていただきます。

周辺の状況は北側が保全管理中、東側と西側が道路で南側が水路でした。申請地の状況は保全管理中となっております。雨水に関しては自然流下です。埋立はありません。申請地への進入路の位置は図面西側で幅員は5mです。周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。境界は境界杭と畦畔で確認できています。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手する者あり)

どうぞ。

11 番 譲受人があまりにも態度が悪いので、個人的に連絡をして注意しました。5日に現地調査をされたと思うのですが、7日に私のところに連絡があって、15ページの〇〇〇〇〇の少し南側に〇〇小学校の〇〇〇があるとと思うのですが、そちらの方に水路からオーバーフローした水が申請地を通過して〇〇〇の方へ流れ込んでいるのでなんとかしてくれとの連絡でした。私は今この地区の水利組合長をやっています、現地の方に確認に行きました。現地調査のときにはやっていたかどうかわかりませんが、刈った草を全部水路に入れていました。そのため水の流れが阻害されて周りにオーバーフローしてしまうわけです。申請地の隣の〇〇〇〇〇は昨年太陽光発電で申請して許可を受けたところですが、ここを通過して溢れた水が〇〇〇の方へ流入したようです。そこで譲受人である太陽光発電の業者に連絡したら、相手方が高飛車に出てきたので、この水路は農業用水路で今後一切雨水等を我々の用水路に入れることはできないと厳しく言ってあります。普通であれば先に水利組合に一声かけると思うのですが、普通の業者さんであれば。一言も挨拶もなしに急に出てきたので、私としてもびっくりしました。〇〇〇〇〇の太陽光発電のときは、業者が違うわけですが、きちんとしてスーツとネクタイ姿で名刺を持って挨拶に来られました。今回の業者は全く何もありませんでした。良い業者、悪い業者という言い方は適切ではないかもしれませんが、業者が3社くらい入っているわけです。今回の業者が我々の地区の土地を手付金だけ払って7つくらい買い占めています。むちゃくちゃに

なっていますが。昨年の転用のときの業者さんはきちんとしているので安心して任せることができます。しかし、他の業者は何をするかわからないので目が離せない状態となっています。次に、この辺りで現地確認があった際は、周りの水路の状況を見てもらえませんか。皆に迷惑を掛けてしまっています。反対とか賛成とかいうわけではありませんが、私共の方へ苦情が出ましたので、発言させていただきました。意見ですのでこの件についての回答は必要ありません。

議長 先ほど辻村委員からもありましたように、おそらく太陽光発電は今から様々な問題が出てくる可能性があります。現地確認の際はその辺をしつかり確認した上で適切な指示又は指導をお願いします。

11 番 それとここは太陽光発電以外にもほかの目的があるんじゃないでしょうか。土地の買い取り価格が周りと比べてもえらい高いと思うんですよ。隣がだいたい1,500～1,600円くらいなのに桁違いに高いですよ。ここは太陽光じゃ儲からないと思うのですが、どうなのでしょう。

9 番 本来なら太陽光を設置する場所ではないですね。

議長 事務局どうぞ

局長 今、辻村委員からありましたように、前段の話につきましては、申請をされる際に被害防除計画書を添付するようになっていますが、その中で雨水排水計画については、雨水の放出先が農業用排水路を使用するということが記入があります。現地確認の際は先ほど言われていたような状態にはなっておりませんでしたので、その後、辻村委員が確認されるまでの間におそらく発生したのではないかと思います。事務局としては、そのような内容の被害防除計画が出されておりますので、業者の方へは現況に復旧するよう指導することとなります。もう一点については、太陽光発電もファンドといいますか金融商品の一つとなっていて、投資目的で設置すると聞きます。そういうこともこれから出てくるのではないかと思います。しかし、事務局が目的について意見を言える立場にありません。

議長 他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第83号番号75に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

議長 全員賛成により承認いたします。

次に番号76について事務局の説明を求めます。

局長 議案第83号番号76について議案書をもとに説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は1,064㎡です。位置図は18ページ、公図は19ペ

ージ、土地利用図等は20ページから22ページまでをご覧ください。
申請地は、〇〇〇から〇へ約〇kmに位置する都市計画法に定められた
用途地域内の第3種農地です。転用目的は、店舗用地等の造成です。申
請の理由は、既存の店舗用地の一体利用地として隣接する農地を活用
し、新たに店舗用地等の造成を行いたい譲受人の要望に、高齢であり、
後継者もなく、加えて店舗等に囲まれ耕作が困難な譲渡人が応じたもの
です。

議長 9番 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、
「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
次に現地調査報告をお願いします。
現地は田とありますが雑種地化した状態でした。
ここは用途地域内農地で隣接農地が北側の田のみで転用に際して取
水、排水及び進入路への影響はありません。
以上で現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

13番 隣接地の〇〇〇〇〇が85㎡ほど〇〇さんの名義で残っていますが、こ
れは公衆用道路なのですか。それとも一体利用地なのでしょうか。

局長 聞くとところによりますと、北側の〇〇〇〇〇〇の所有者が近日中に駐
車場として5条申請をするとのことでした。

13番 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第83号番号76に
賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認いたします。

次に番号77について事務局の説明を求めます。

局長 議案第83号番号77について議案書をもとに説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は1,714㎡です。位置図は23ページ、公図は24ペ
ージ、土地利用図等は25ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇か
ら〇〇へ約〇kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3
種農地です。転用目的は、太陽光発電施設の建設です。申請の理由は、
申請地に太陽光発電施設を設置して再生エネルギーの確保を図りたい譲
受人の要望に、相続で農地を取得したが、農業経験が無いことから管理
に苦慮していた譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所

有権の移転となっております。本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。なお、本件は、開発行為と同時施行になります。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2 番 周辺の状況は西側が宅地で北側と東側が保全管理中、南側は道路を挟んで宅地となっております。申請地の状況は保全管理中となっております。雨水は自然流下で水路に排水します。埋立法面の処理は埋立を行わないので何もしません。申請地への進入路の位置は南側で幅員は5mです。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。境界は既設構造物や畦畔等で確認できています。以上のことから特に問題となることはないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

11 番 太陽光では管理上草が生えると問題になるので、防水シートを敷いて草が生えないようにする業者が多いわけです。そうすると草が生えない代わりに雨水が地中に染み込まず水路に流れ込むが、水路側はそれを受け入れることができるようになっているのですか。

私の家の近辺も何件か同じような状況で太陽光発電の業者が手付金だけ払ってキープしているのですが、すべてがそんな状態になってしまうと、ものすごい被害が出るのではないかと思うのですが。

低いところで水路がある場所であればいいが、ない場所で太陽光発電設備の設置をする場合には、どのような雨水や污水対策を行っているのかちょっとお聞きしたいと思ひまして。

議長 事務局どうぞ。

局長 申請書等からの判断になるのですが、ここは防草シート等を敷かないと聞いています。

11 番 では、きちんと草刈り等の管理をするということですね。草刈り等はしないと太陽光パネルの発電効率が下がってしまいますね。

局長 草刈り管理はしないといけないですね。

11 番 わかりました。

議長 他に何か質問等はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第83号番号77に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認といたします。

次に番号78について事務局の説明を求めます。

局長 議案第83号番号78について議案書をもとに説明いたします。

局長 議案第83号番号79について議案書をもとに説明いたします。
議案書12ページをご覧ください。
譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
地目は田、面積は908㎡です。位置図は29ページ、公図は30ページ、土地利用図は31ページをご覧ください。
申請地は、〇〇〇から〇へ約〇〇kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。12ページをご覧ください。転用目的は、資材置場の設置です。申請の理由は、申請地に資材置場を設置し、事業の拡張を図りたい譲受人の要望に、高齢で後継者もなく農地を管理することが困難となった譲渡人が応じたものです。
契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
2番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は北側と南側が保全管理中で西側は道路、東側は山となっていました。申請地の状況は保全管理中となっていました。雨水は西側水路に排水します。埋立法面の処理は土羽で芝張りとなっています。進入路の位置は図面西側で幅員は約6mとなっています。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については境界杭及び畦畔等で確認できています。以上のことから特に問題はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

11番 この件については自治会と水利組合長、農業委員である私の3名で検討しました。
その中でいろいろ安易に了解はしないようにしようということになっていたのですが、議案として出てきて水利組合長にも確認したら同意した覚えはないとのことでした。水利組合から許可は出していないです。
以前ここから、南に行ったところに、〇〇〇〇がアパートを建てたときには、きちんと農地の地権者や周辺の住民に対して住民説明会をやっています。今回は住民説明会など一切無く、もう話にならないと感じました。
地主の方は高齢で現在施設に入っておられます。子供さんが2人おられて長男が近所に住んでおります。後見人は遠くに住んでおられる娘さんで、その方とも話し合いの場を持とうとしたのですが、話し合いの余地はないということでした。個人売買ですので我々が止めることはできないわけですが、とても困ったことだなと言っている間に、このような状態になってしまったわけです。書類が出てくるのが早いと思うのです

よね。水利組合の。隣の水田については印鑑をついたというのです。「私はわからんけどもう捺した」と。両隣は物の善し悪しを善意の方に取られる方で、そこでは印鑑をもらったのでしょけれど。

水利組合は同意していません。だから、これが出てくるの自体がおかしいのですけどね。事務局も口頭で業者に確認されたのかもしれませんが、一応水利組合長の方にも電話なり連絡を取るべきではなかったのかなと思います。

議長 事務局お願いします。

局長 辻村委員さんの気持ちも非常に理解することはできますが、申請に際して水利組合の同意は要しません。その代わりに水利組合の方への説明は十分に行ってもらうことになっています。

この申請書の中には被害防除計画書が付いていまして、雨水の放流先は農業用排水路以外の河川又は水路に流す計画になっています。

11 番 そこは農業用水路ですよ。鉾害復旧工事で作ったもので比較的新しいです。用水路です。

局長 同じ申請書の中に事業計画書を添付していただいております。その中に関係する道路水路等の管理者の承認状況という項目があります。そこには1月28日に水利組合の〇〇さんに説明し、理解を得られたと書いてあります。水利組合の要望として産廃施設は作らないでほしいとも書いてあります。

11 番 ちょっといいですか。

議長 どうぞ。

11 番 1月28日は業者が水利組合長の家に初めて来られた日です。家の場所がわからないからと隣の家の方を伴って来られたわけです。行政書士の方からその時初めてそこに資材置場を作ると聞いたと。その場では名刺も何もないと言われ、一方的しゃべって帰られた。そのとき私が「産廃置場はダメですよ」と言ったら「はい」と返事をされました。それだけです。それで水利組合長が憤慨して相手方に連絡してやり取りをしている段階です。現状では認めていないと言うことで、水路は使用させないという訳です。

議長 事務局よろしいですか。

局長 先ほど私から説明したとおり、事業計画書には書いてありますし、申請書には特に水利組合等の同意書の添付は必要ないということになっておりますので、申請が出た段階で農地法の一般基準、立地基準をクリアしていれば申請書は受理します。また、土地利用計画が資材置場になっており、図面で見ると土地利用上問題はありませぬので、農業委員会としては受理をせざるを得ない状況です。

しかし、事後に汚水が発生したり、産廃を置いたりした場合は、農地

法以外の法律の問題になってきますので、その際には必要な部署が何らかの対処をする必要があるとは思いますが、今の段階では農地法上は問題がないので受理せざるを得ない訳です。

議長
11 番

辻村委員どうぞ。

書類がそろってれば承認せざるを得ないと思いますが、私もそれなりに動いてみて、宇部の保健所に行って聞いたら産業廃棄物の仮置き場については期限はないが、体積等の規制があるようです。

図面をみると稲を刈った後の状態のまま造成も盛土もせずに小屋を建てたり物を置いたりするのですか。真砂土なので下の農地の方へ流れますよね。これはどう対処するのか。

そして現状このままで本当に倉庫が建てられるのですか。この業者は私もそれなりに調べて聞いて回ったところ、非常に評判の良くない解体専門の業者でしたので、置くものは主として解体した後の瓦礫となると思ひ、非常に困っています。

31 ページ、ここには段差があるが、平面図じゃわかりませんよね。進入路は道路から申請地に入るまで高低差が4 m 近くありますよね。それだと相当の傾斜をつけないと車の出入りもできないと思いますがいかがでしょうか。

議長
局長
11 番
局長

事務局どうぞ

この面積ですと断面図の添付は必要ではありませんが、申請書を見ると造成の方法は盛土高が2.5 m です。

それは図面に出ていませんよね。

図面には出ておりません。

しかし申請書類には記載する部分がありますので、そちらを見て回答しております。法面の土砂流出対策で芝張り処理を行います。

11 番
議長

ちょっといいですか。

どうぞ。

11 番
議長
局長

ちょっと理解しがたいのですが、これは嵩上げるわけですか。

事務局どうぞ。

2.5 m ほど盛土します。

11 番
議長

そして芝張りをするわけですね。北側はどうなるのですか。

事務局お願いします。

局長
11 番

全ての法面について芝張りを行います。

東側と西側に1本ずつ水路が通っている訳ですよ。これだと2.5 m も盛土したら全部真砂土が水路に入りますよ。

議長
局長

事務局よろしいですか

工事中にそのような被害が発生した場合は、事業者の責任において現状復旧するようになります。きちんと芝張りを行って法面の保護をする

ようになっておりますので、工事が完了した後は計画の上では土砂が水路へ入ることはないということになっています。

当然、完成後に被害が発生した場合にも、事業者の責任で現状復旧するようになります。

11 番 2枚合わせると1,800㎡くらいあります。今回は1,000㎡以下で事業を行うとのことですが芝張りはどこをされるのですか。この1,000㎡以外のところですか。

局長 芝張りする部分を含めて今回の転用面積です。

11 番 この図面にある申請地の中で行うのですね。

局長 そうなります。それ以外の周辺農地については何もしません。

11 番 そうなると買い取るのは今回の申請地のみで、残りは地主が所有するということですね。

局長 そうなります。

11 番 この業者がこの地主の土地をどんどん買っている訳ですよ。この地主は土地を全部処分したかった訳ですよ。こうなってしまったら、この一帯がこの業者の手の内に入って産廃置場になり、地価が下がってしまう訳で、他に買い手がつかないので売らざるを得なくなりますよね。私らの弱いところは水田一帯が2ヘクタールあるのですが、そこを荒らしていた訳ですね。

〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作していたのですが、管理が悪く荒れた状態で放置されていました。すると自治会の方から苦情が出まして、荒廃していた農地を放置していた私らも悪いとは思って反省しているのですが、ちょうど申請地辺りが一帯の中心部になるわけですね。そうすると最終的にこの業者に全部売らなければならなくなるのではありませんか。

9 番 少しよろしいですか。

議長 どうぞ

9 番 これは道路も加工するようになっていると思いますが、これは市道と県道のどちらですか。

11 番 これは市道です。

9 番 市道ですね。ならば進入路が5mにしても、その下の水路の約10mには影響が出ますね。そうであれば地元自治会の水路の管理が大変なのではないですか。

11 番 暗渠になりますからね。当然水路に蓋をする場合は水利組合の同意書が必要です。同意書があって初めて市の土木課が許可を出します。

水利組合の判子がないと勝手に水路に蓋はできないようになっています。青字で市の所有ではあるものの、水利組合の同意がなければ加工できないです。

議長 事務局どうぞ

- 局長　　ここの水路は個人の所有になっています。
- 11 番　　用悪水路ですからなっていないところもあります。
この上の一帯はなっていないところもあります。
田中委員が詳しいとは思いますが地籍調査のときにそのようになっている
と思えますが。
- 13 番　　図面を見てみると農地に隣接する水路は全て土地所有者の名義になっ
ていますから、もともと全部田だったところに水路を通したときに農地
の持ち主が一部を水路に転用したので、個人の所有のままになっている
のではないのでしょうか。
- 11 番　　そのとおりだと思います。
我々もそのように判断していますが、個人名義になっていないところ
もあります。この申請地の周りだけ個人名義になっているので、変なこと
もあるのだなと感じます。市の方に聞いてもわからないと言われました。
同じ水路だから一斉に作ったと。
- 議長　　事務局よろしいですか。
- 局長　　例えば土地改良事業などで水路を作った場合は土地改良区の所有にな
るのですが、ここは土地改良区が作った水路ではありませんよね。
- 11 番　　そうです。土地改良区が作った水路ではありません。
- 局長　　個人で水路を作るということで話し合いをされたのではないですか。
- 11 番　　そうではないです。鉱害復旧です。
- 局長　　鉱害復旧でこのような公的なものを作るときに、それをどのように帰
属させたかということは、こちらの方ではちょっと分かりかねます。
- 11 番　　よろしいですか。
- 議長　　どうぞ。
- 11 番　　私も市の方へ行って調べてみましたがわかりませんでした。しかし、
現在のようになったのは地籍調査のときです。
- 9 番　　推測すると、もともとの水路は東側の水路のみだったのを鉱害復旧の
ときに道も広げて、用地は提供するから西側にも水路をつけてほしいと
地元の要望があったので、水路を新設したのではないのでしょうか。
それと話を整理すると今後は開発にかからない場合には、水利組合の
同意は要しないが、1,000 m²を超えて開発の届出が必要になれば同意を
求めるとの解釈でいいですか。
- 11 番　　我々が住んでいる〇〇地区は農業用水路に蓋をする際は、市は全て
「水利組合長の同意書を持ってきてくれ」と建設部の方は運用していま
す。勝手には許可を出してない筈です。着工は認めてくれません。
- 9 番　　水路の流れを阻害する恐れがある場合は、特に今回の場合 10m も水路
が詰まったらどうしようもなくなるので、市の方が開発にかからなくて
も水利組合との調整を図るように指導すべきではないか。

議長 事務局どうぞ。

局長 今、指摘がありましたとおり水利権につきましては、慣行というところになりますので、まずは事業者と地元の水利組合とで話し合いを進めていただく必要があるかと思えます。

議長 農業委員会としては農地法の基準に照らして、申請においては問題となる事象を見出せないの、ご理解をいただきたいと思えます。

9 番 農地法上はやむを得ないということですね。

議長 辻村委員どうぞ。

11 番 事務局の方は法に基づいて事務を処理されるのは結構です。しかし、私らは私らで抵抗する手立ては何かないものかと思案している訳です。農業委員会の手は離れてもらって結構ですよ。

私どもは水利組合という別の立場から動きたいと思えます。水路に負担をかけるのは、一時期水路は青字で国の管理でしたが、7～8年前くらいになると思いますが、市の管財課の方に青字の管理が行ったわけですよ。その時に市が勝手に許可を出して水路に蓋をかけ始めたから、私が問い合わせに行ったら「水路は市の持ち物だから私らが許認可を出します。」といわれたので、「水路掃除は毎年地元がやっているの、今度から市の方でやってくれ」といったら、ひと悶着ありまして結局今までどおり水利組合の同意がなければ加工できないということになりました。そう言う経緯です。

蓋をすると掃除の時に下に潜って掃除するのが大変ですよ。そこで、それなりの配慮をしていただきたいと思えます。

議長 長々とすみません。採決に入ってもらって結構です。

9 番 少しよろしいですか。

議長 どうぞ。

9 番 異議があるのはわかりますが、この進入路については人が入れるぐらいの、最低 1.6m のボックスカルバートを入れるようにする等、ある程度は業者に指導すべきだと思います。もし土砂が流入して閉塞してしまった場合、除去するのは困難だと思いますよ。

議長 農業委員会の転用には関係ないものの、10m も水路の上を埋めてしまうと手が付けられなくなってしまいます。

議長 したがって、ボックスカルバート等を入れて、中に人間が入って管理できるような状態にしていれば水利組合の同意はいらぬ。そうでなければ同意を得る必要がある。そうすればいいのではないのでしょうか。

議長 何かの拍子に埋まってしまうことがないとは言い切れず、その時は周りに漏水して水浸しになってしまうと思えます。しかしながら、今回の場合は水路自体が個人の所有なので、農業委員会からはどうこう言えないとは思いますが。

議長 事務局よろしいですか。

局長 私の方からの質問はできないのかもしれませんが、双方で話し合いの余地はないのですか。

11 番 今から自治会と水利組合と私の方で進めていこうとなっています。自治会長は温厚な方ですので様子を見て不都合があれば話し合おうと、一方で、こっちが見ているだけではなく何かある前に行動を起こすべきだという意見も出ています。

議長 先ほど申し上げたとおり、農業委員会は農業委員会で判断してくれたらと思います。採決はまだ済んでいないですが、業者の方には水利組合の同意は得られていないということを伝えていただければと思います。

議長 今のやり取りは個人名や地番等の個人の特定に繋がるものは除き議事録で公開されますので、先で議論したようなことがあったというのは議事録を見ていただければ伝わると思います。

他に意見等はありませんか。

いろいろとご意見も出ましたが、農業委員会として農地法を遵守した中での申請受付ですので、以上で質疑を打ち切って採決に入りたいと思います。

議長 議案第 8 3 号番号 7 9 に賛成の方の挙手を求めます。
(過半数委員挙手)
過半数委員の賛成により議案第 8 3 号番号 7 9 については承認いたします。

局長 次に番号 8 0、番号 8 1 及び番号 8 2 については関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

議長 議案第 8 3 号番号 8 0、番号 8 1 及び番号 8 2 は関連しますので、一括して説明いたします。

本日、譲受人から申請書に記載した住所に誤りがある旨連絡があり、住民票で確認の上、訂正しましたので、本日お配りした別紙を基に説明いたします。

別紙の左側を御覧ください。また、それぞれの位置も一枚にまとめましたので、別紙の右側をあわせて御覧ください。

番号 8 0 の譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 1,583 m²です。公図は 3 4 ページ、土地利用図等は 3 5 ページをご覧ください。

次に番号 8 1 の譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 1,890 m²です。公図は 3 7 ページ、土地利用図は 3 8 ページ及び 3 9 ページをご覧ください。

次に番号 8 2 の譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 1,444 m²です。公図は 4 1 ページ、土地利用

図等は42ページ及び43ページをご覧ください。

いずれの申請地も、〇〇〇から〇〇に約〇〇kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電施設の建設です。申請の理由は、申請地に太陽光発電施設を設置して再生エネルギーの確保を図りたい譲受人の要望に、後継者の問題や立地条件などで、農地の管理が困難となった譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、本件は開発行為と同時施行になります。以上です。

議長
2番

次に現地調査報告をお願いします。

番号80の現地報告をさせていただきます。

周辺の状況は北側が田で、東側が歩道、西側が保全管理で南側が宅地となっております。申請地の状況は保全管理中となっております。

雨水に関しては自然流下で排水します。埋立はありません。申請地への進入路は、1の図面の東側で、幅員は2mです。

周辺農地への取水、排水および進入路に関しては影響ありません。境界については、境界杭、畦畔等で確認しております。以上のことから特に問題はないと思います。

次に番号81の現地報告をさせていただきます。

周辺の状況は東側が道路で南側も道路で西側が保全管理中で北側が畑と道路となっております。申請地の状況は保全管理中となっております。雨水に関しては自然流下で排水いたします。埋立はありません。申請地への進入路は、図面の東側で幅員は5mです。周辺農地への取水、排水および進入路に関しては影響ありません。境界については、境界杭、畦畔等で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思います。

次に番号82の現地報告をさせていただきます。

周辺の状況は東側、北側が道路で西側と南側が保全管理中となっております。申請地の状況は保全管理中となっております。雨水に関しては自然流下で排水いたします。埋立はありません。申請地への進入路は、1の図面の東側で幅員は5mです。

周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。境界については、境界杭、畦畔等で確認しております。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第83号番号80から番号82までの計3件について賛成の方の

挙手を求めます。
 全員賛成により承認といたします。
 (全委員挙手)
 次に番号83について事務局の説明を求めます。
 局長 議案第83号番号83について議案書をもとに説明いたします。
 議案書13ページをご覧ください。
 譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。
 地目は田、面積は2,881㎡です。位置図は44ページ、公図は45ページ、土地利用図等は46ページ及び47ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。
 転用目的は、太陽光発電施設の建設です。申請の理由は、申請地に太陽光発電施設を設置して再生エネルギーの確保を図りたい譲受人の要望に、市外に居住し後継者もなく、農地の管理が困難となった譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。
 本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、本件は開発行為と同時施行になります。
 議長 次に現地調査報告をお願いします。
 9番 太陽光を設置するというので、場所は最初の第3条の番号31の議案の場所の南側になります。問題になるところではございません。以上です。
 議長 何か質問はありませんか。
 無いようでしたらこれより採決に入ります。
 議案第83号番号83に賛成の方の挙手を求めます。
 (全委員挙手)
 全員賛成により承認といたします。
 次に報告第号「農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。
 局長 今月の「農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出」は1件です。報告第41号番号7について議案書をもとに説明いたします。
 議案書51ページをご覧ください。
 申請人、土地の表示は、議案書記載のとおりです。面積は1,344㎡の内74㎡です。位置図は52ページ、公図は53ページ、土地利用図等は54ページをご覧ください。届出地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、農用地外にあります。本件は、農地に農道を設置するものです。
 議長 次に現地調査報告をお願いします。
 9番 住宅に囲まれた農地として、東側には住宅が建っておりまして、それ

で田に水が染み込み、ぬかるんできているということで特に〇〇〇〇〇に通ずる道がないということで〇〇〇〇〇の約3分の1が隣からの地下水が溜まって耕作ができないということで、ここに農道をつけて〇〇〇〇〇〇の耕作道にするということです。ほかに問題はありません。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第41号番号7の審議を終わります。

次に報告第42号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長

55ページをご覧ください。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号106から108までの3件5筆で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第42号の審議を終わります。

次に、議案第85号「農用地利用集積計画（案）」について、事務局の説明を求めます。

局長

57ページを御覧ください。

議案第85号 農用地利用集積計画(案)について説明します。

山陽小野田市長より平成31年1月31日付けで農用地利用集積計画(案)の決定を求められております。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は整理番号20番から30番までの11件、20筆、19,758㎡でございます。

ご審議の程お願いします。

議長

質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第85号は承認とします。

次に、議案第86号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長

58ページを御覧ください。

議案第86号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を説明します。

平成30年12月10日付けで第13区の農地利用最適化推進委員が辞職されました。

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るため、担当する区域で現場の活動を行うことが主たる任務であり、欠員が

生じることは好ましくありません。そのため、直ちに昨年12月14日から1ヶ月間、公募を行いました。

その結果、1名の推薦がありました。これを受けて、1月25日に農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、応募者の適否を審査したところ、全会一致で応募者を農地利用最適化推進委員の候補者とするものが決定されました。議案書記載のとおり、候補者の松本隆博さんは、西側自治会在住の70歳の農業者の方です。

松本隆博さんは農業委員の経験もあり、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有していると考えられます。

なお、任期は前任者の残存期間となります。

ご審議の程お願いします。

議長

質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第86号については承認とします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次回の現地調査は、3月5日(火)9時から、辻村委員、二井委員でお願いします。

第21回総会は、3月11日(月)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長

以上をもちまして第20回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 3時 05分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
1 4 番委員

議事録署名委員
1 番委員